

概算数量設計による配水管布設工事発注方式試行要領

令和 8 年 2 月10日

(趣旨)

第1条 この要領は、近江八幡市水道事業所が発注する水道工事に關し、設計積算業務の合理化及び効率化を図るとともに官民の連携を推進するため、概算数量設計による配水管布設工事発注方式（以下「概算発注方式」という。）を実施するに際し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「概算発注方式」とは、発注者が概算数量にて基本設計及び積算を行って発注し、契約後、受注者が現地調査及び詳細設計を行い、発注者の承認を受けた上で工事を実施することをいう。なお、当該承認を受けた設計図書等が発注者の設計内容から変更がある場合は設計変更の対象とする。
- (2) 「概算数量」とは、詳細設計を行わずに作成した簡易的な平面図や標準断面図、道路復旧断面図等により算出した数量をいう。
- (3) 「設計図書」とは、契約締結後に受注者が行う測量及び試掘等の現地調査結果を基に作成する詳細設計図面や数量計算書等をいう。
- (4) 「承諾図書」とは、受注者から提出のあった設計図書のうち、発注者の承認を得たものをいう。

(対象工事)

第3条 概算発注方式は、次の各号に定める要件をすべて満たすもののうち、工事主管課が認めるものとする。

- (1) 原則として口径300mm以下（安土地域においては200mm以下）の配水管
- (2) 特殊工法等高度な管路設計を必要としないもの
- (3) 詳細設計が実施されていないもの

(入札参加者への周知)

第4条 概算発注方式による場合は、入札公告時に次の事項を明記するものとする。

- (1) 概算発注方式によるものであること
- (2) 概算数量による設計であること
- (3) 設計図書の作成を要するものであること

(発注図書)

第5条 概算発注方式による場合、発注図書は次のとおりとする。

- (1) 概算数量により積算した工事概算設計書
- (2) 位置図、概略平面図、標準断面図等の概略設計図
- (3) その他必要と認められるもの

(現地調査の実施と設計図書の作成)

第6条 受注者は、発注図書に基づき速やかに現地の測量や試掘等の必要な調査を実施して設計図書を作成し、書面及び電子データ（Word、Excel、CAD形式）にて提出するものとする。なお、設計図書の作成に当たっては、近江八幡市給水装置工事等設計施工指針及び関係する規定に基づき実施するとともに受注者の責において内容の照査を実施し、誤りがないように努めなければならない。

(承諾図書)

第7条 発注者は、別記様式第1号により受注者から提出のあった設計図書を審査し、不備がないと判断したときは承諾図書として定めるものとする。なお、発注者が認めるときは、工区分けすることにより工区ごとに段階的に承諾図書とすることができるものとする。

(工事施工)

第8条 受注者は、承諾図書に基づき工事を実施しなければならない。ただし、施工中に内容の変更が生じたときは都度発注者と施工可否等について協議することとする。

(設計変更)

第9条 設計変更は、承諾図書に基づいて行うこととし、内容変更等による数量の増減が生じているものについては、発注者と受注者が合意した数量により設計変更を行うものとする。なお、受注者の都合による安易な増工や施工範囲の変更など、発注者の承諾を得ていないものについては設計変更の対象とならない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、発注者及び受注者が双方協議の上、定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号

現場代理人	主任技術者	監理技術者

令和 年 月 日

設計図書承諾願

第 号 工事に係る下記設計図書について、承諾されたく提出します。

記

図面	位置図・平面図・配管詳細図・横断図・土工標準断面図・その他（ ）	計 枚
数量	数量総括表・数量計算書・延長調書・切管調書・土工計算書・その他（ ）	計 枚
参考資料	試掘結果報告書・その他（ ）	計 枚
その他		計 枚

課長	GL	課員	監督員

承諾日	令和 年 月 日	承諾印 又は記名	
承諾条件			